

大警協発第118号
令和5年8月21日

会 員 各 位

(一社)大阪府警備業協会
会 長 豊田 正継
教育委員会
委員長 塩田 一彦

教育現場におけるマスク着用の考え方について

拝啓 時下ますます御清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は、協会運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日付で発出しました「新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う教育現場におけるマスク着用の徹底について」(大警協発第27号)において、当協会で行う学科講義受講時のマスク着用は任意とし、実技訓練については当分の間マスク着用をお願いしたところでございます。

この度、当協会で行う実技訓練を含む**全ての教育現場において、マスクの着脱につきましては個人の判断に委ねる**ものとさせていただくこととなりました。

なお、政府の方針、社会情勢の変化などによっては、変更を検討いたすこととしております。

皆様方におかれましては、業務多忙の折、誠に恐縮に存じますが、マスクの着脱に関しては個人の主体的な判断を尊重しご配慮いただきますよう、周知徹底方ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬 具